



豊中

保護司会報



「帰り道」 淀川堤防城北大橋

目次

巻頭によせて	1	大阪府更生保護協会の活動	18
観察所だより	2	更生保護四団体報告	19
更生保護の歩み	3	定例研修会報告	20
更生保護活動の基礎知識	5	特別研修会報告	21
栄誉の方々	7	トピックス	22
令和5年度 各種表彰受賞お祝い会	8	わたしの観察日記	23
第73回“社会を明るくする運動”市民のつどい	10	ブロック活動報告	24
“社会を明るくする運動”優秀作文	13	各部会より	26
令和6年 豊中地区保護司会新年互礼会	15	企画調整委員会報告	27
三者交流会	16	校区別対話集会実施報告	28
日帰り研修会報告	16	保護司会この一年	29
令和5年度 夏季研修報告	17	会員の異動・編集後記	30

表紙写真：保護司 板坂知子 全国総合写真展 衆議院議長賞 表彰作品

第84号

令和6年3月31日

■ 発行 ■
豊中地区保護司会

■ 編集 ■
広報部

卷頭によせて



豊中地区保護司会
会長 辻 由郎

陽春の候、豊中地区保護司会の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、豊中地区保護司会の幅広い事業運営にご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。また、豊中市をはじめ、大阪保護観察所、更生保護団体、支援者の皆様からのご指導・ご支援に対し、心より感謝申し上げます。

さて、令和2年2月に発表された警察庁の統計資料によりますと、令和4年の刑法認知件数は、20年ぶりに前年比増加となっており、治安に対する不安の声が、国民の間に相当数存在していると言われております。また、刑法検挙人員に占める「再犯者率」は、約50%の高水準で推移しており、引き続き再犯防止が課題となっております。さらに、ここ数年続いたコロナ禍で、人と人との分断、孤独、孤立といった問題は一層深刻化しており、このままでは地域社会が成り立たなくなるのではないかといった漠然とした不安感も存在しております。

このような状況の中、私たち保護司の果たすべき役割は、一層重要になっております。これからも皆で手を取り合って、様々な課題と向き合い、取り組んでまいりたいと思っております。

令和5年3月、「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定されました。豊中市においても、「次期再犯防止推進計画」が、「第5期豊中市地域福祉計画」に包含され、令和6年3月に新たに策定されました。これまで以上に、豊中市、大阪保護観察所、更生保護団体、そして支援者の皆様との連携を強固なものとして、より多くの更生保護の担い手を求めると共に、豊中地区保護司会活動の充実に励んでいきたいと考えています。

令和6年3月に、新しい豊中市更生保護サポートセンターが完成いたしました。誠に喜ばしい事であり、豊中市をはじめ、関係者各位から多大なお力添えをいただいたことに深く感謝申し上げます。豊中市民と地域社会の「更生保護のよりどころ」となるように、精一杯、努めてまいります。

結びに、皆様方のご健勝とご活躍を祈念申し上げます、巻頭のご挨拶といたします。



豊中市長 長内 繁樹

陽春の暖かさを感じる季節になりました。豊中地区保護司会の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は豊中市政へのご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、“社会を明るくする運動”は長らく制限されてきましたが、令和5年度は、4年ぶりに市内私鉄各駅にて駅頭啓発活動が実施されたほか、第73回“社会を明るくする運動”市民のつどいが開催されるなど、更生保護活動全体が本来の形に戻る兆しが見えてきています。思うような活動が展開できない苦境を乗り越え、地域社会において過ちを犯してしまった人が再び罪を犯すことのないよう、地道な更生保護活動にご尽力されてきた皆様に深い敬意と感謝の意を表します。

また、“社会を明るくする運動”のイメージソング「ワタシイロパレット」を制作された大阪府立桜塚高等学校軽音楽部様が、昨年10月に民間協力者に対する法務大臣感謝状を受けられ、世代を問わず、犯罪・非行の防止や更生保護への理解が深まりつつあります。

本市におきましても、令和6年度から施行する「第5期豊中市地域福祉計画」に包含する「豊中市再犯防止推進計画」に基づき、更生保護従事者の皆様と行政・関係機関との連携をより一層強化し、犯罪・非行のないまちづくりに取り組んでまいりますので、引き続きご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、豊中地区保護司会の今後ますますのご発展と、皆様のご健勝とご活躍をお祈り申し上げます、巻頭のあいさつといたします。

観 察 所 だ よ り



大阪保護観察所
所 長 古山 正成

豊中地区保護司会の皆様方には、平素から更生保護の諸活動に御尽力いただき、誠にありがとうございます。特に、この3年間、コロナ禍において様々な面で制約がある中、不安を抱えながらも目の前の犯罪や非行をした人の立ち直りのため、熱心に活動を続けてこられたことに改めて感謝申し上げます。

さて、近年の犯罪情勢を見ますと、令和4年には刑法犯認知件数が20年ぶりに前年比増加となり、これは、コロナ禍が社会の分断や孤立化の助長などに拍車を掛けてきた結果ではないかと考えられます。また、刑法犯検挙人員に占める再犯者の比率である「再犯者率」は約5割の高水準で推移しており、引き続き、再犯防止が大きな課題となっております。

このような中で、保護観察対象者等の再犯・再非行を防止し、社会復帰を支えていくという、更生保護に期待される社会的役割は、ますます重要となってきています。「地域に戻り立ち直ろうとしている人」が、様々な形で「地域の人」と出会い、その人たちとのつながりにおいて、地域での「居場所」を見いだしたり、それまでには思いもよらなかった人生の可能性を見いだしたりして、立ち直っていけるのではないかと考えています。今、地域でこのような役割を担っていただいております保護司の皆様への活動は、地域社会の安全・安心のために欠かせないものとなってきております。

保護観察所といたしましても、皆様方と一緒に、地域の安全・安心のために精一杯努めてまいりたいと考えておりますので、引き続き、皆様方のお力添えをよろしくお願い申し上げます。



大阪保護観察所
主任保護観察官 西原 実

新緑の候、皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

豊中地区を担当させていただいて2年目になりました。本当に良い地域、良い保護司会で、皆様が和気あいあいとご活躍されている様子を研修会等で拝見させていただく度に、安心してケース（対象者）をお願いすることができるかと安堵しております。平にご容赦くださいますようお願い申し上げます。

最近、特に住込み就労等で他地域から豊中市へ転入してくるケースが多くなったと感じています。また、高齢者や精神や知的の障害を持ったケースも多く見受けられるように感じています。今まで一般的に豊中地区は暴走族のような少年たちが多く、大阪保護観察所管内でも一二を争うケースの多い地区でしたので、以前は目立たなかっただけなのかも知れません。そのようなケースを担当されても、担当の先生方から既にある地域の福祉や医療のネットワークをご教示いただき、円滑に保護観察処遇等が実施できており、誠にありがたい限りです。

第3期定例研修会でもお話ししました通り、今般の刑法、更生保護法の改正により、「更生緊急保護制度の拡充・刑執行終了者等に対する援助の新設」ということで、現在でも保護観察終了後、満期釈放後に近隣の知人として、相談に乗っていただいたりしていたことを制度化することになりました。概算要求では、「元保護観察対象者や引受人等から、担当終了後も就職活動や生活困窮などの相談を受けることがあります。こうした相談に対し、必要な助言や援助を実施し、保護観察所が改正保護法により行うこととなる更生保護に関する地域援助につなぐなどしていただいた際に、実費弁償するものです。」とあります。あくまで概算要求ですので、国会で予算審議の上、成立してからの話にはなりますが、来年4月以降、先生方が日常、近隣の知人として相談等にに応じていただいていたことを、保護司活動の一端として、ご報告いただき実費弁償することとなります。ご迷惑をおかけしていた部分を保護観察所も共有して、少しでもご負担の軽減につながればと思っています。定められた期間中だけではなく、その先も社会復帰（更生）していくことを応援できればという方向で進んでいくと思われれます。先生方の思いが少しでもケースに伝わっていければ、個々の話ですが明るい未来につながってくれることを望みます。

更生保護の歩み

会長 辻 由 郎

1. はじめに

会長に就任以降、更生保護の歩みを学び、それを講演等で案内した。更生保護活動の視点になれば幸いと考え、会報に報告する。

2. 更生保護制度の始まり

①公事方御定書（くじかたおさだめがき）＝1742年（寛保2）成立

制定は8代将軍・徳川吉宗で、若い時から中国の刑法「明律」を学び、それまでの共同体から排除する死刑と追放刑の刑罰から“更生”の考えを取り込んだ。その刑が小伝馬町牢屋敷で行われた公開処刑の「敲（たたき）」である。再犯防止と犯罪の未然防止のため、身元引受人を決めて背骨を除いた肩・背中・尻をたたいて、自力で帰宅出来る強さで執行した。（「犯罪の一般予防主義」「犯罪の特別予防主義」）

②人足寄場・石川島（江戸名所図会 佃島其二参照）

松平定信（吉宗の孫）が1790年（寛政2）に設置した無宿（戸籍から外された人）や罪人を受け入れた施設で、刑務所の源流である。かつ、社会復帰に向けた大工や土木工事等の職業訓練をする施設で賃金を支給し、一定の金額が貯まれば釈放している。教育的処置として心学教諭録があり、月3回の休業もあった。ここに稲荷神を祀って精神的に慰めるが、現在も府中刑務所に祀られている。

模範となったのは、1755年（宝暦5）に熊本藩で作られた「徒刑（とけい）」という社会復帰を目指した刑罰制度で、人足寄場の核となった3つの処置法が実践されていた。定信はこの制度を尋ねて実現し、進行役が火付盗賊改方の長谷川平蔵である。

3. 明治初期の監獄法の変遷

①1868年（明治元年）は、刑の執行を終えて帰る場所のない者を、監獄内の別房に留めて授産を行う。

②1881年（明治14）は、「改正監獄則」（太政官達81号）の「別房留置の制度」で、本

人の願い出により別房とどまる事を許すもので、官営の更生保護である。

③1889年（明治22）は、財政負担で勅令第93号「改正監獄則」により、再犯防止を目的とした「別房留置の制度」は廃止する。免因保護事業を民間に委ねようと、内務省が府県の長官・監獄の典獄に訓令を発し、民間の慈善篤志家に保護会社の設立を奨励させた。

4. 免因保護事業が官営から民営に

①1887年（明治20）、浄土真宗本願寺派布教師の松山智雲師を中心に神戸に兵庫県出獄人保護場が設置されたが、数年後に解散する。これが、最初の免因保護事業と言われている。

②1880年（明治13）、金原明善（治水・植林事業者・銀行経営・北海道農場開拓）が「静岡勸善会」、1888年（明治21）金原明善と川村矯一郎（自由民権家・副典獄）が中心になり、監獄教誨と免因保護を目的とした我が国最初の更生保護施設である「静岡県出獄人保護会社」（現在の浜松市）が設立された。1911年（明治44）に「静岡県勸善会」に改組、現在の「更生保護法人 静岡県勸善会」（静岡市駿河区）である。設立趣意書は、現在の更生保護の基本法である更生保護法第1条の目的規定と一致する。かつ全県下に1,700名を超える保護委員を委嘱し、保護司制度の先駆となる。

金原は、監獄を出た者を、社会で保護しないといけない、との思いで設立し、川村は政治犯として入獄時に金原と出会う。川村は我が国最初の保護司と言われ、教誨師の制度を始めた人物である。

1912年（明治45）に、「遠州保護会」が設立される。現在の「社会福祉法人 遠州仏教積善会」である。

③1910年（明治43）、福井県南越地区僧侶の出資で免因保護団体である「南越福田会」が発足し、1913年（大正2）に「福井福田会」に名称する。（現在の更生保護法人 福井福田会）全県下に地方委員を置き、収

容保護以外の在宅保護も開始した。我が国の保護司制度の範例となったと言われる。

ちなみに仏教の福田（ふくでん）思想とは、仏陀を福田とみなし、より安らかになることを実現しようとする慈悲の宗教であり、救済活動と社会公益事業の展開である。

5. 恩赦と免因保護事業

- ①免因保護事業（出獄人保護事業・釈放者保護事業）とは、刑余者ないし釈放者を保護し、彼らを安全に社会復帰させ、再犯を防止することである。保護のしかたは、収容保護（直接保護）、一時保護、間接保護（在宅保護）の三種類である。

1897年（明治30）の英照皇太后の御大喪で恩赦があり、9,997人が当日放免された。

原胤昭（はら たねあき）は「更生保護の父」と呼ばれ、その年に東京出獄人保護所原寄宿舎を設立する。原はキリスト教（プロテスタント）教誨師であり、監獄改良運動機関誌「獄事叢書」を刊行している。

- ②1912年（明治45）7月、明治天皇崩御に際して最大規模の恩赦令が公布された。大正元年9月26日に恩赦令が公布され、松田正久司法大臣名で、司法省訓令1号の次の内容が発令された。

「仏教各宗派に呼びかけて、各本山の了解のもとに、各宗檀徒である免囚を引き受け、職業紹介、家族関係者との調停、指導監督を求めたほか、免囚保護会の収容施設が不足する府県においては、早急に増設を行うこと、場合によっては寺院そのものに、一部免囚の収容を要請した。」

かつ司法当局からも、仏教寺院の役割を訴える次の内容がある。

「檀徒にして新たに出獄するものあるときは、菩提寺は進んで其者を迎え自ら引受人となり、出獄後の生活並に家族関係等に付き十分に斡旋の労を執り、爾後引続き其者の監督輔導に盡力せられんことを望む。」

宗教会は免因保護事業を寺院の任務として積極的にとらえ、1923年（大正12）までに設立された475の免因保護団体のうち、390団体（82.1%）を占めている。

大阪の免因保護団体の一つが、四天王寺がまとめ役になり1912年（大正元年）に創

立した大阪仏教和衷会である。

政府が仏教会に期待を寄せた理由は、江戸時代以来の檀家制度による地域社会との結びつきが強い事、総本山を頂点として寺院間の組織力が強い事、寺有地の存在が施設建設に適している事等の利点を考慮していた事が考えられる。

仏教の初伝の頃から仏教的社会事業が行われ、仏教によりはじめて我が国に救済活動、公益事業の眼が開かれたと指摘されている。仏教は、日本社会事業の草分けである。



「佛教伝来之地」碑
奈良県桜井市

6. 司法保護委員

司法保護委員は、民間から盛り上がる熱意で全国に拡大する。1937年（昭和12）5月に開催の全日本司法保護事業大会で「司法保護委員制度を実施すること」が満場一致で議決された。その決議に基づき全日本司法保護事業連盟は、1938年（昭和13）9月の全国から選出された14,000人に司法保護委員を委嘱した。

1939年（昭和14）3月に司法保護事業法の制定により、我が国の司法保護委員は初めて法的に制度化された。この司法保護事業法の立案・成立に尽力したのが森山武市郎である。その功績をたたえ、更生保護会館前に像が建立されている。

1949年（昭和24）に犯罪者予防更生法が制定され、国家の制度としての更生保護制度が成立する。

1950年（昭和25）に保護司法が制定・施行され、司法保護事業法は廃止される。これに伴い司法保護委員は「保護司」と改称され、現在に至る。

更生保護活動の基礎知識

副会長 中井 英之

保護司 罪を犯した人に寄り添い、その社会復帰を支える民間ボランティア
 全国で約47,000人（定員52,500人）（令和5年1月 平均年齢65.6歳 女性26.8%）
 豊中市 88人（定員115人）（令和5年9月）

【更生保護】更生とは、もとの良い状態に戻る事

（更生保護法第一条）参考

（前略）犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、（中略）犯罪予防の活動の促進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進すること

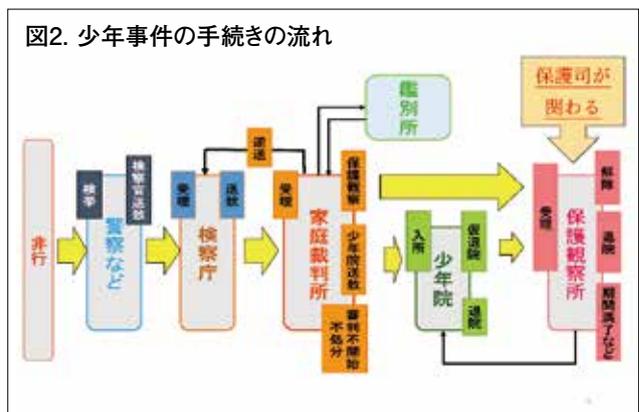
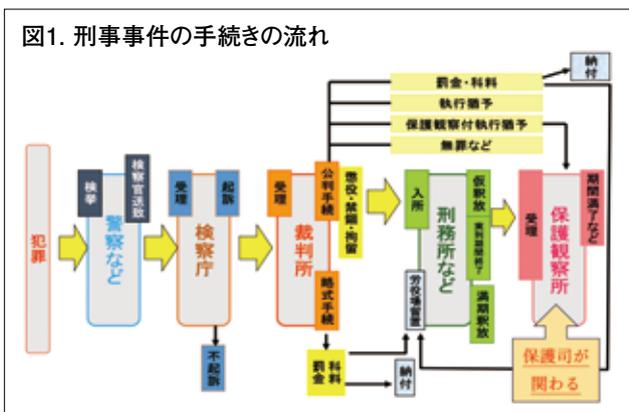
1. 保護司はどのようなことをしているの？

国家公務員の保護観察官（法務省保護局内の組織 地方更生保護委員会、保護観察所に勤務）を助ける。

- ①保護観察 保護観察処分を受けた人の、援助・指導（主に面接）
- ②生活環境の調整 矯正施設（刑務所、少年院）から出てくる人の受け入れ先の調整
- ③犯罪予防活動 各団体と協力をしながら犯罪・非行の防止、改善更生等の啓発・宣伝
 例えば 更生保護の啓発活動“社会を明るくする運動”を行っている

2. 罪を犯すとどうなるの？ 刑事手続きと少年事件の手続き(図1. 成人 図2. 少年)

- ・法令や条例に違反して重い罪を犯すと逮捕（少年は、多くの場合「保護」）される。
- （少年法とは、健全な育成を目指すもの。また、刑罰（懲役・禁固・罰金等）は、応報・再犯防止が目的）



令和4年の状況（刑法犯認知件数は2002年をピークに減少。285万件 → 60万件（7割窃盗））

①少年事件（14歳未満は触法少年 14歳から19歳は犯罪少年（18歳、19歳は特定少年））

（触法少年） 警察・児童相談所 → 家庭裁判所
 （犯罪少年） 検察庁新規受理 41,000人 → 家庭裁判所 → 少年院

家庭裁判所 合計処理 約37,000人（触法少年と犯罪少年）

- ➔ 検察官送致 2,763人（重大事犯等）
- ➔ 不処分 7,181人、審判不開始（教育的働きかけ）15,663人
- ➔ 保護処分 10,816人 ➔ 1,332人 少年院

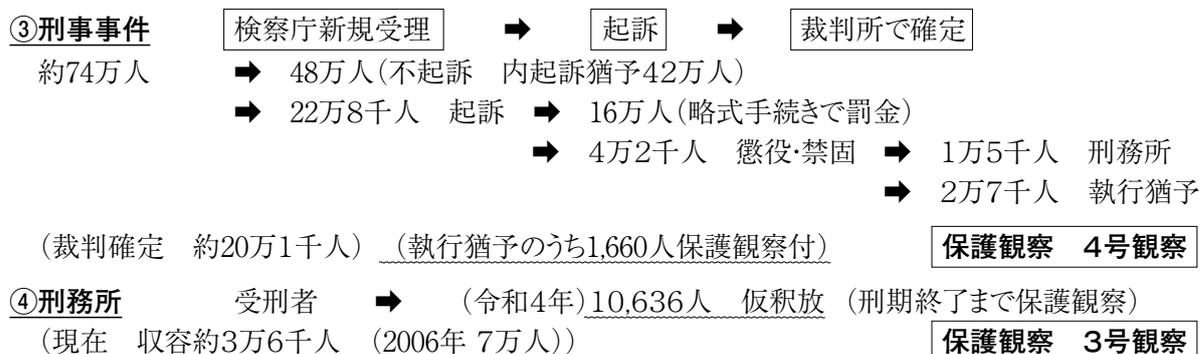
➔ 9,108人 保護観察処分 **1号観察**

②少年院 入院者 ➔ （令和4年） 1,359人 仮退院（原則20歳まで保護観察）

（対前年 約3.3%減 2001年から減少 内 女子129）

保護観察 2号観察

（少年鑑別所）家庭裁判所の観護措置決定により本人の資質・環境調査を行う→処遇決定の資料



3. 保護司の活動に関する主な法令等

保護司法、国家公務員法、人事院規則、更生保護法、法務省省令・訓令、刑法、刑事訴訟法、少年法等

4. 保護観察とは 保護観察官(全国で約1,000人)と協働

(更生保護法に記されている) 対象者の再犯非行を防ぎ、その改善更生を図ることを目的として、その者に通常の社会生活を営ませながら保護観察官と、法務大臣から委嘱を受けた民間のボランティアである保護司が協働して実施する(事案に応じて、複数の保護観察官又は保護司が担当する場合もある)。保護観察官及び保護司は、面接等の方法により接触を保ち行状を把握することや、遵守事項及び生活行動指針を守るよう必要な指示、措置を執るなどの**指導監督**を行い、また、自立した生活ができるように住居の確保や就職の援助等の**補導援護**を行う。

一般遵守事項 ① 健全な生活態度を保持すること

- ② 保護観察官、保護司の呼出しに応じ面接を受け、生活関連質問に事実を答えること
- ③ 住居を定め、保護観察所長に届けること
- ④ 定めた住居に(観察所長が許可した住居)に居住すること
- ⑤ 転居、7日以上の旅は、予め保護観察所長の許可を得ること

特別遵守事項 特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を実施する(薬物、性犯罪)

(参考)令和5年6月6日 豊中市 67件 (令和4年11月末 大阪府 2,353件)

保護観察	対 象	保護観察の期間
1 号	保護観察処分少年	20歳に達するまで。2年未満で20歳に達する場合は2年
2 号	少年院仮退院者	20歳に達するまで。1年未満で20歳に達する場合は1年
3 号	仮釈放者	残りの刑期
4 号	保護観察付執行猶予者	執行猶予期間 (1年～5年)

少年1号における運用種類 一般保護観察の他 一般短期保護観察、交通保護観察、交通短期保護観察

5. 生活環境調整とは

- ・ 釈放後の住居や仕事先の調査を行い、立ち直りをささえる環境を整える。

(参考)令和5年6月6日 豊中市 67件 (令和4年11月末 大阪府 3,336件)

矯正施設では、事件内容、経歴、心身状況、家族関係を調査し、帰住希望を聴取 → **身上調査書**
 保護観察のみ → **保護観察事件調査票**

6. 保護観察官と保護司

保護司は、保護観察の内容について毎月報告書を作成し、保護観察官に提出

保護観察官は対象者を、罰則を含め指導する立場、保護司は等距離で斜めから、それぞれを助ける

保護司は、観察官が出来ないことをして(言えないこと言って)対象者の更生の支援ができる

栄 誉 の 方 々

令和5年度は、次の方々が表彰を受けられました。心からお祝いを申し上げます。

— 全国保護司連盟理事長表彰（功労保護司） —



澤 温

<平成15年9月25日付保護司>

表彰歴

- ・近畿地方更生保護委員会委員長表彰
- ・大阪保護観察所長表彰
- ・憲法記念日市長表彰

— 全国保護司連盟理事長表彰（家族功労） —

清水 都季子

— 近畿地方更生保護委員会委員長表彰（功労保護司） —

有ヶ谷 一郎 後藤 順一 堂本 良典

田上 磨智美 中山 敬夫

— 近畿地方保護司連盟会長表彰（功労保護司） —

岩瀬 友泰 土井 潔 徳山 恵理子

中岡 裕晶

— 大阪府知事感謝状（功労保護司） —

岡島 清子

— 大阪保護観察所長表彰（功労保護司） —

表 恵津子 中井 源樹

— 大阪保護観察所長表彰（永年勤続保護司） —

大月 健太郎 板坂 知子 梅村 晃

末政 無極 西田 正一 西村 裕

林 栄津子

— 大阪府保護司会連合会会長表彰（功労保護司） —

安家 比呂志 井本 博一 河合 満美

野元 裕正

— 大阪府保護司会連合会会長感謝状（家族功労） —

井原 礼子 阪本 照子 幡本 智江子

— 大阪府保護司会連合会会長感謝状（組織育成功労） —

辻 由郎

— 憲法記念日市長表彰 —

野口 直一 清水 高子





令和5年度豊中地区保護司会 各種表彰受賞お祝い会

日 時：令和5年（2023年）12月4日（月）午後6時～
場 所：ホテルアイボリー オーキッドホール

本年度の受賞者は29名（内4名は、家族功労）で、全国保護司連盟理事長表彰を澤 温保護司が受賞されました。澤保護司は挨拶の中で、無償のボランティア活動の制度を変える必要性を述べられました。

また、来賓の市長、市議会議員、保護観察所長から、祝辞とともに誰もが安心して住める街づくりの大切さについてお話をいただきました。

懇親会では、各ブロックからコーラス、三味線の伴奏で「六甲おろし」の合唱、最後はめでたい伊勢音頭で締めくくられました。終始和やかな雰囲気ですべてを終えることができました。



懇親会 各ブロックのパフォーマンス



第1ブロック「元禄名槍譜 俵星玄蕃」



第2ブロック「幸せなら手をたたこう」



第3ブロック「詩吟・六甲おろし」



第4ブロック「伊勢音頭」



第5ブロック「糸・若者たち」



素晴らしいパフォーマンスに拍手喝采



第73回 “社会を明るくする運動” 市民のつどい

日 時：令和5年（2023年）7月15日（土）午後2時～
場 所：豊中市立文化芸術センター（中ホール）

“社会を明るくする運動”市民のつどいが令和5年7月15日（土）に豊中市立文化芸術センターで開催され、作文優秀者表彰が行われました。

作文コンテストの優秀者は小学生4,220作品の中から8名、中学生1,455作品から4名が選ばれ、実行委員長である長内豊中市長から表彰状が授与されました。



小学校の部

学 年	学 校 名	氏 名	題 名
5	南桜塚小学校	尾田 俊文	あいさつ
5	東丘小学校	門野 はるか	笑顔あふれる町へ近づけるように
5	桜井谷東小学校	坊野 陽南	好きやとくいも明るさ
5	豊島西小学校	丸山 聖月	「家族との会話・言葉の力」
6	北緑丘小学校	杉田 優愛心	心を変えろという仕事
6	東豊台小学校	寺井 悠真	「ありがとう」のうれしさ
6	新田小学校	中野 咲希	再スタートするために
6	箕輪小学校	森下 結菜	みんな違ってみんないい

中学校の部

学 年	学 校 名	氏 名	題 名
1	第十三中学校	田口 凌久	あいさつから始めてみよう
1	第二中学校	野入 香乃	広がった世界
1	第三中学校	平佐 悠陽	自分も、周りの人も、大切に
2	第二中学校	新名 彩	「笑顔を増やせば」



作文の表彰式に先がけて、豊中市立第七中学校吹奏楽部と大阪府立桜塚高等学校ダンス部による「ワタシイロパレット（“社会を明るくする運動”イメージソング）」の演奏とダンスの披露がありました。

この曲は昨年度、保護司会から桜塚高校軽音楽部に依頼して作っていただいた曲で、今年度は第七中学校吹奏楽部の演奏のために大阪音楽大学の学生に編曲を依頼しました。桜塚高校のダンス部は、出席者と一緒に踊れるダンスの振り付けをして、披露してくれました。今年度は、小学生から大学生までの若い世代も「市民のつどい」に集うことができました。



豊中市立第七中学校吹奏楽部による演奏

桜塚高校ダンス部1年代表 寺井紗絢さんの感想

この度は桜塚高校1年ダンス部を呼んでいただき、ありがとうございました。私たちにとって「市民のつどい」が初めてたくさんの人の前で披露するステージでした。見てくださる方々を楽しませられるように、一致団結してたくさん練習しました。いざ本番となるとすごく緊張しましたが、他の出演者の方や会場の方、そして観客の方々の温かさで精一杯楽しんで踊れました。お茶などの差し入れや、会場の方々の優しいお声掛けも本当に力になりました。私たち以外の方々のステージもどれも全て魅力的で、生で見られなかった事が本当に残念でしたが、とても楽しめる内容ばかりでした。span1さんの商品紹介では私たちから2人出させていただき、ありがとうございました。初ステージという大舞台でとても貴重な体験をさせていただき、本当にありがとうございました。また機会があれば呼んでいただけると光栄です。



大阪府立桜塚高等学校ダンス部によるダンス披露

“社会を明るくする運動”イメージソング「ワタシイロパレット」

昨年度、「ワタシイロパレット」を制作・発表していただいた大阪府立桜塚高等学校軽音楽部に
対し、第73回“社会を明るくする運動”民間協力者として法務大臣感謝状が令和5年度大阪更生
保護大会で授与されました。

また、制作・発表の功績に対して大阪府教育委員会「こころの再生」府民運動スクール表彰
を受賞されました。さらに今年度には、豊中市立桜井谷小学校運動会の団体演技で「ワタシイロ
DANCING」の演技がありました。これは1学期から音楽の時間に歌の練習を続け、それを明るく
元気にダンスで表現したプログラムです。アナウンスで、「大阪府立桜塚高校が作った“社会を明る
くする運動”イメージソング『ワタシイロパレット』です。」と紹介され、ダンスと組体操が披露され
ました。

なお、YouTubeで“社会を明るくする運動”イメージソング「ワタシイロパレット」
をご覧くださいませ。



桜塚高校HPには、感謝状の写真とあわせて「推薦していただいた豊中地区保護司会の方々に
感謝申し上げます。また一緒に写真も撮っていただきました。」との文章が添えられています。これ
を記念して校内のコンビニショップでは「祝 軽音楽部 法務大臣感謝状受賞」記念セールが
行われ、その様子が写真で紹介されました。



第73回豊中地区 “社会を明るくする運動” 優秀作文

「ありがとう」のうれしさ

豊中市立東豊台小学校

六年 寺井 悠真

わたしは大きなマンションに住んでいます。

そこには小さな赤ちゃんから、高れい者まで、たくさんの人が住んでいます。

ある日、わたしが学校が終わり、家に帰っていると、マンションの中で両手に大きなふくろを持っていらっしゃるおばさんとお会いしました。

マンションの中には複数のドアがあります。わたしはそのすがたを見て（困っているな。）（助けてあげたいな。）と思いました。

でも、わたしはおばさんを助けられず声をかけられませんでした。少し心どこかでチクツとした気がしました。わたしはそのまま家に帰りました。その日は寝るまでずっとモヤモヤしてました。（どうして声をかけられなかったのだろう。）たくさんたくさんそう思いました。そしてわたしはこう決意しました。（次、困っている人がいたら必ず声をかけるん

だ…。）

しばらくして、わたしが学校から帰っている時、たく配便の人がマンションの中で迷っていました。（声をかける。）そう決意して声をかけに行こうとすると、逆に声をかけられ

「〇〇とうの〇号室ってどこですか？」

と聞かれました。その時、わたしはヒヤッとしました。自分が住んでいるとうでない」と説明できません。その時はわたしもどこから他のとうへ行くのかまったくわかりません。

「ごめんなさい。わかりません。」

としか言えませんでした。たく配便の人は、

「そうですか。ありがとうございます。」

と言いました。でも、わたしは、（助けられていない。教えてあげられていない。）そんなくやしい気持ちでいっぱいでした。（また助けられなかった。）そう思い続けながらベッドに入りました。

約二週間後ぐらいのこと、わたしは人の手伝いをして、「ありがとう。」と言ってもええました。それは習い事の帰りに、一人車いすに乗ったおばあさんがいた時のこと。おばあさんが目の前のドアを開けようと苦戦していました。それをわた

しは手助けしました。おばあさんが通るまでドアを持っていただけです。通りすぎたらおばあさんはわたしの方を向き、「ありがとう。」

そう言ってくれました。わたしはとてもうれしかったです。人のことを助けられたからです。わたしも、

「どういたしまして。」

と言い、お互いが笑いました。わたしはその時に知りました。人の事を助けて、「ありがとう。」と言われると、とてもうれしいこと。わたしは一度言われたことがあります。

「人のことを助けるのってみかえりがほしいから？」

そうじゃないです。困っている人が助ければ自分も相手も笑顔になれます。どちらとも幸せになります。心が晴れます。うれしさは今ままでうまくいかなかったこともわすれてしまいうくらいでした。わたしは帰った後、心が晴れていました。

「ありがとう。」

は人をうれしくすることが出来る言葉です。

「ありがとう。」

その一言はとてもわたしをうれしくさせる。

第73回 “社会を明るくする運動” 优秀作文

豊中地区

自分も、周りの人も、大切に

豊中市立第三中学校
一年 平佐 悠陽

考えてみると、社会を明るくする方法はたくさんある。笑顔、地域のイベント、いじめ削減……。その中でも、ぼくは、自分と周りの人を大切にすることが一番大事だと思う。

まずは、自分自身を大切にすることから始めるのがいいだろう。自分を大切にするためには、自分の個性を認めて、それを大事に思う必要がある。自分の良いところには誇りを持ち、足りないところは受け入れる。そして、自分の気持ちに素直になって、自分を粗末に扱わない。ぼくは、これらのことが、自分自身を大切にすることだと考える。

「人」はたくさんいるけれど、「自分」はたった一人しかない。そんな自分一人も大切にできないのに、他人を大切にするのは難しいだろう。

実は、ぼくも自分を大切にできないときがよくある。「どうせ、俺には無理や」と言っただけで投げやりになったり、自分で自分をたたいて、自分を傷つけてしまったこともある。最近のことで言えば、ドラダラ勉強していて、時間をむだにしていたことをお母さんに怒られた。そのとき、ぼくは、自分はだめな人間なんだと落ち込んだ。そして、自分以外のことを考えられなくなり、すねた態度をとっていた。案の定、その日は、家族全体が暗い雰囲気になってしまった。こんなこと

では、社会が明るくなるはずがない。

反対に、自分を大切にすると、いいことばかりだ。例えば、こんな経験がある。ぼくは、小さい頃から絵をかくことが好きで、年長からずっと絵画教室に通っている。中学生になるときに、学校や塾などで忙しくなるから、お母さんが、「もう、絵画教室やめようか。」と言った。確かに、忙しくなって大変かもしれない。でも、ぼくは大好きな油絵をもっとかき続けたかった。だから、その気持ちを伝えればいんだと思って、「まだ続けたい。」

と言った。自分の気持ちをはっきり伝えることができて、心がすっきりしたし、お母さんもぼくの思いをわかってくれて、絵画教室を続けることになった。ぼくは、好きなことを続けられることがうれしくて、幸せな気持ちになった。

このように、自分を大切にできると、明るい気持ちになり、自分のことが好きになる。そうになると、自分のことだけでなく、他人のことも考えられるようになってくる。ここまでくると、もう一つレベルの高いことができるようになる。

それは、周りの人を大切にすることだ。これも、自分を大切にすることと似ていて、その人の個性を尊重し、その人の気持ちを理解する必要がある。また、その人が困っているときに助けてあげることも大事だと思う。

ぼくは、周りの人に大切にされたことも、周りの人を大切にすることもある。一番感じるののは、両親から大切にされているということだ。ぼくは、運動や音楽など苦手なことも多いけれど、小さい頃から続けている絵や英語など、得意なこ

ともある。両親はそれをわかってくれて、苦手の縄跳びやリコーダーと一緒に練習してくれた。裁縫を教えてくれた。そして、好きなことや得意なことをたくさんやらせてくれて、伸ばしてくれたのだ。得意なことがあると、自分に自信が持てるようになる。だから、今思えば、得意なことを伸ばしてもらえたことは、とてもありがたいことだ。

周りの人を大切にしたいこととしては、友だちのことをほめたり、助けたりしたことがある。ぼくは、友だちの走る速さや、書道の作品などをほめた。また、小学校の授業で、ぼくが得意だけど、友だちが苦手なことを手伝って、助けてあげたりした。そんなとき、友だちもうれしかっただろうし、自分もいい気持ちになった。

このように、人は大切にされるとうれしくなり、自分に価値があることを感じられる。だから、大切にされると、自分を大切にすると、周りの人がさらに強くなるのだ。また、周りの人を大切にすると、相手にも喜ばれるし、自分も晴れやかな気持ちになる。

つまり、大切にされた人は、自分のことを大切にでき、他人を大切にしたいくなる。これがどんどん広がれば、自分を大切にしているからこそ、明るい気持ちになり、笑顔になれる人が増える。また、周りの人を大切にすると、心があれば、いじめも少なくなるだろう。こういう良い循環ができていけば、きっと、社会は明るくなる。ぼくは、そう考える。だから、これから、自分のことが嫌になることもあるだろうけど、できるだけ自分と周りの人を大切にしていきたい。

令和6年 豊中地区保護司会 新年互礼会

令和6年1月12日（金） 於：豊中市立地域共生センター

4年振りの開催となった新年互礼会は、1月1日（月）に発生した能登半島地震における犠牲者への黙祷から開始した。今回の地震は、能登半島で3000～4000年程度に1回の規模と推定した報告もあり、未曾有の災害である。豊中市長からは、1日には緊急消防援助隊、3日には給水タンク車を被災地に派遣して支援されているとの報告があり、一日も早い復旧・復興を祈念するばかりである。

近畿地方には“近畿トライアングル”と呼ばれる活断層が多数分布し、豊中地区もいつ発生しても不思議ではない南海トラフ地震が想定されており、先ず自助での防災準備が必要である。

市長からは、“社会を明るくする運動”に伴う作文コンテスト等で社明運動に取り組んでいる事、新しいサポートセンターを中心に更生保護活動の強化と、新しく開設される児童相談所は、保護司会と共に取り組む意向を表明された。

市議会議員からは、児童虐待や大麻所持・栽培で検挙される者が増加（20代以下の若年層が約70%）している事をふまえ、犯罪のない明るい社会になる活動の大切さを話された。



「更生保護について考える」の演題での新春講話と挨拶をいただいた別木寛大阪保護観察所次長の話のポイントは、次の通りである。

昨年12月の刑法一部改正とあわせて更生保護法が改正され、被害者の心情や置かれている状況等を考慮することとされた。また「持続可能な保護制度の確立に向けた検討会」で、持続可能な保護司制度に関して検討している。地域社会に頼られる更生保護団体の活動が基本で、次世代に繋ぐ更生保護を目標としたい。

本年は、犯罪者予防更生法施行（昭和24年）より、75周年の年になる。更生保護の仕事は刑事司法のアンカーとしての立場であり、保護観察官は主人公ではなくサポートの立場である。

平成14年には犯罪件数がピークになり、平成16年には大きな再犯事件もあり、刑務所の収容能力が心配された時でもある。少年事件が増加し、成人事件は減少傾向にあった。

平成24年7月に「再犯防止に向けた総合対策」を犯罪対策閣僚会議で策定し、2年間における刑務所等に再入所する割合を20%以上減少させる数値目標が設定された。その後、仕事と居場所の確保を目標とした。

平成28年7月に「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策」が策定され、官民が一体となって息の長い支援を行う必要が言われた。本人の立ち直りは自助であるが、しかし再犯者は自助では無理である。

出所した人の「生きづらさ」「孤立」は、裕福な家庭を含めてコミュニケーション不足もある。

現在の犯罪・非行に関しては、特殊詐欺や「闇バイト」があり、容易に答えの出ない事態に耐えうる能力を表すネガティブケイパビリティと、被害者の思いに応える更生保護の実現と伴走し相談するシームレスな支援の推進が必要である。即ち地域の連携する力、地域の活性化と日々更生の発信と丁寧な活動が必要である。

（犯罪対策閣僚会議：「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、関係推進本部及び関係行政機関の緊密な連携を確保するとともに、有効適切な対策を総合的かつ積極的に推進することを目的としている）



三者交流会

第29回 豊中地区保護司会・更生保護女性会・BBS会交流会

令和5年5月20日(土) 於:豊中市立生活情報センター
くらしかん

- 一. 絵本紹介「コウくんときいろいはね」
(作・日本更生保護協会 絵・木村いこ)
更生保護女性会会員による、大型スクリーンに映し出した絵本を朗読しました。

- 二. 親睦交流会

更生保護女性会が担当する交流会では、和菓子「落とし文」とお抹茶を振る舞いました。

お抹茶を提供するのは初めての経験でしたが、堅苦しいイメージを振り払い、心からのおもてなしに満足していただけたのではないのでしょうか。また、BBS会のカップ麺タワーや保護司会の定番ゲームも盛り上がり、更生保護活動を志す私たちの理解が一層深まった交流会になりました。



日帰り研修会報告

和歌山刑務所を訪ねて

(研修部 山本 和夫)

令和5年10月24日(火)、清々しく澄み渡る秋空の下、豊中保護司会35名の面々は、豊中市立文化芸術センター前からバスで一路、和歌山市に向かった。

途中の車中では改正更生保護法について勉強会が催され、研修旅行に相応しい幕明けとなった。少し早めの昼食会後、和歌山刑務所を定刻に訪れ、担当調査官による施設概要説明、所内見学が行われた。和歌山刑務所のルーツは、明治2年設置の檻倉まで遡り、昭和21年に女子受刑者の刑務



所として独立。定員500名のうち、当日は297名収容。罪名は覚醒剤と窃盗が7割弱を占め、他刑務所同様、収容者の高齢化が進み、所内には医療スタッフが常駐しているとの話。

帰路はポルトヨーロッパに立ち寄り、午後6時半に曾根に到着後解散。収穫の多い充実した初秋の一日となった。

令和5年度 夏季研修報告 「更生保護法人 和衷会見学」

更生保護施設の現状について

参加者 17名 令和5年8月29日(火)

更生保護法人 和衷会を訪問し、國府施設長から現状をお聞きしたのち、施設を案内していただき、質問に快く答えていただいた。

更生保護施設とは、刑務所出所者等のうち頼るべき人がいないなどの理由で、帰るべき場所がない人たちに対して、一定期間宿泊場所や食事を提供するとともに、就職指導や社会適応のために必要な生活指導を行うなどして、被保護者の円滑な社会復帰を手助けする民間の施設で、職員20名で運営されている。

和衷会は定員110名で、全国103施設中で最大の更生保護施設である。現在は20代から75歳まで60人が入居している。平均入居日数は70日位で、3カ月がメドであるのは、90日を超えると食事代が支給されない。部屋は個室ではあるが、入居者間の人間関係は難しい。

入居希望者はオンラインでも面接を行っている。無料の診察や薬を出すなどして、プランやフォローアップ事業で人との繋がりを大切にしている。居住地でのスムーズな生活を過ごす為の手助けを行っている。いずれにしても、地域の保護司の協力が必要であることも言明された。

この日に國府氏の説明で知ったのが池上雪枝(1826～1891)である。

池上雪枝は、我が国で最初の児童自立支援施設である『感化院』を1883年(明治16年)に設立した女性である。「少年感化の母」「少年保護の母」「不良少年救護事業の先駆者」と呼ばれる女性の社会活動のパイオニアである。「池上雪枝感化院跡」碑が、大阪市北区松ヶ枝町に建立されている。

設立にあたり内務省監獄局の坂部寔は「カンカインノカイインシキヲシユクス」と祝電を送り、訪問して助言と激励をしている。「更生保護の父」と呼ばれる原胤昭も感化教育に熱心で訪問している。

子供達は生徒と呼ばれ、授産場も設けて教育、技術を学ばせ、特に英語教育と国際感覚を養うことを重視した。洋傘・ステッキ・石鹼等を製造して、職業訓練を実施した。更生者の中にはイギリスで活躍した者、多額納税者になった者もいた。その趣旨は「不良の子弟を教育して之が凶年を防止し、その勤労に食むの道を覚らしめん」であった。

見学終了後、監獄署・大阪プールのあった扇町公園、太融寺、露天神社(お初天神)、大阪市道路元標を、古地図を利用しながら現地見学を実施した。



扇町公園地域は、1882年(明治15年)に徳川幕府の管轄であった松屋町牢屋敷を南扇町の北側に設置したのが大阪刑務所(堀川監獄・大阪監獄署＝地図参照＝)で、1920年(大正9年)まで存在し、同年に堺に移転したのが大阪刑務所である。



大阪府更生保護協会の活動

更生保護法人大阪府更生保護協会を理解する講演会を令和6年3月5日（火）に豊中市すこやかプラザで開催した。講演者は、令和5年4月1日に就任された11代理事長 株式会社阪急阪神ホテルズ代表取締役会長 中川喜博氏と事務局長の砂川剛志氏にお願いをした。その要旨を報告する。



「阪急での経験談について」

大阪府更生保護協会理事 大阪府就労支援事業者機構会長 中川 喜博

昨年4月より大阪府更生保護協会に携わっておられる事と、生い立ちを含めて阪急電鉄での経験を話していただいた。生まれは豊中市で、現在も生家で生活され、お孫さんまで3代同じ幼稚園を卒業されている。

慶応義塾大学を卒業後、昭和51年に阪急電鉄に入社される。当時の箕面有馬電気軌道の事業であり、スポーツの聖地・発祥の地である豊中運動場と住宅地開発は、当初は慶応義塾分校の誘致目的であった事を思いながら聞き入った。入社後の寮生活と京都線での研修後に最初の淡路駅発の運転は独特の感覚であった事、手書きでの時刻表の作成は職人の世界であり、現在はコンピューターである事、1,300人の長として責任の重さ等を話された。

平成7年1月17日の阪神淡路大震災の被害状況と復興は、神戸線の担当者として資料で説明をいただいた。資料の被害状況にあるように伊丹駅の倒壊、高架橋倒壊、線路が無い区間等で、復旧の為に朝6時から夜の11時まで仕事をされ、体力の消耗と病気で心身ともに疲れた時代であった。6月12日に全線開通するまで、線路に電車を走らせる為に西宮北口からトレーラーで運搬して連結作業をされた事、復旧した線路の強度を測る為に上下線を平行して同じ方向に走らせた事、復旧時に沿線の住民が協力され手を振って激励された事等は、震災を知る者として聞き入った。後半は宝塚歌劇、コマ劇場での組合交渉等の苦労話であるが、当時の活躍した歌手が美空ひばりや北島三郎と懐かしい名前である。締めとして、会社の役員は、社員の家族を含めて責任がある。現状をよく見て事業を行い、風通しのよい組織が大切で、何かあれば皆さんが助けてくれる、との内容である。

司会者からは、宝塚ファミリーランド整備の担当者であった事等の紹介があった。



「更生保護協会の歴史について」

大阪府更生保護協会事務局長 砂川 剛志

平成8年4月に「更生保護法人大阪府更生保護協会」と改称され、一時保護事業と連絡助成事業の活動をされている。一時保護事業は、刑務所出所者等に対して帰住旅費、食事費、宿泊費等の給貸与を行う更生援助、身元保証を行う就労援助である。連絡助成事業では、保護司組織や更生保護女性会、BBS会等の更生保護団体への助成活動、“社会を明るくする運動”等への啓発費、機関誌発行、更生保護大会助成を実施している。

令和5年度の活動費用の収入が約5,470万円で、主な収入は保護司会員の約2,700万円で約50%と寄附金収入が約1,600万円で約29%である。1,000万円の寄付をしていただいている方の紹介があった。支出は約5,450万円の見込額であり、56地区保護司会等への助成金である。

保護司会員としての個人の1万円の寄付は、確定申告で所得税、住民税の控除を受けることが出来る。例えば税額控除の場合は、「所得金額の40%」又は「寄付金額」のいずれか少ない額－2,000円×40%で、3,200円になり、府民税は320円になる。法人からの寄附に関しても、計算式がある。

更生保護施設の泉州寮（泉佐野市）は、関西の企業の協力で昭和36年に竣工した。歴代の会長・理事長は、関西の財界から就任していただき、関西企業の支援で成り立っている。

更生保護四団体報告

豊中地区協力雇用主会 会長 上田 昇

今年度より当会の会長を仰せつかりました上田昇です。前会長の西田正一氏の後を受け継がさせて頂きました。まだまだ未熟者で若葉マークのみならず、紅葉マークも付けての船出で御座います。西田前会長はもとより、関係各位のご指導、ご協力を切にお願い致します。

当会の発足は、さかのぼること約40年前に当時の保護司の間で、「観察中の子で就職先が見つからへんねん、君の会社で雇ってくれへんか？」と言ったのが始まりです。当時は、道を踏み外した少年を雇い入れる会社などは、皆無に近い状態で有ったとも聴いております。それではいけないと云う思いの元、雇用主会らしき形に努力されたのが大路昌幸保護司です。その後、西田前会長が纏めあげられました。今では豊中市の会員は45社にもなり、大阪府内では約2,000社、全国でも約25,200社の雇用主が登録されています。道を踏み外した少年を雇うのは上手く行く事が稀ですが、根気よくそして寛容の精神で、少しでも更生のお役に立てればと思っております。

豊中地区 BBS 会 会長 松木 亮

BBSとは、1904年にアメリカ合衆国で始まった「Big Brothers and Sisters Movement」の頭文字を取った、子どもや若者の立ち直り支援を行う運動です。日本では1947年、戦災孤児の支援から始まり、現在は法務省の協力団体として全国に地区会があります。BBS会では「良きお兄さん、お姉さん」のような存在として悩みを抱える子どもたちを支える活動をしています。

地区ごとに活動内容は様々ですが、豊中地区では主に「ともだち活動」「レクリエーション」「研鑽活動」を行っています。「ともだち活動」は、保護観察所や中学校、家庭等から依頼を受け、悩みを抱える子どもと1対1で関わる活動です。少年と同じ目線で悩みを聞いたり、学習支援等を行っています。「レクリエーション」は、ハイキングやクッキング等を通じて少年が和やかにコミュニケーションを取れる場になっています。そして、活動をより良くするために「研鑽活動」をしています。これらを活動の軸とし、さらに“社会を明るくする運動”に参加等の広報活動もしています。

豊中地区更生保護協会 会長 星野 慎一

豊中地区更生保護協会は、豊中地区保護司会、豊中地区更生保護女性会、豊中地区協力雇用主会、豊中地区 BBS 会等と保護協会会員が連携をとりながら、罪を犯してしまった人たちの立ち直りを助け、再び犯罪や非行に陥るのを防ぐ更生保護活動を行っています。しかしながら2021年と2022年の2年間は、新型コロナ感染まん延の為活動を自粛せざるを得ませんでした。このような状況の中で保護司会の会員は、日頃から小中学生との絆を深める努力を続けてきました。

毎年、社実実施委員会のメンバーである保護司会の皆様は、小中学生に犯罪のない明るい住みよい豊中にするにはどうあるべきかを考えてもらう為に、“社会を明るくする運動”作文コンテスト募集を行っています。年度はじめに小中学校を訪問し、6,000人以上の子ども達に参加してもらい、その中の優秀作品を「市民のつどい」で表彰しています。

犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、安全で安心な明るい地域社会を豊中地区更生保護協会全員で目指して活動をしていきたいと思っております。

豊中地区更生保護女性会 会長 井川 恭子

「ひろめよう つづけよう つなげよう 更生保護の“わ”」～あたたかな人間愛をもって明るい社会を～という大阪更生保護女性連盟の活動テーマを掲げ、豊中地区更生保護女性会は51名の会員で、3ブロックに分けて活動しています。

主な活動は、①更生保護施設「愛正会」で6月から9月を除く年8回の夕食づくり(調理奉仕) ②4月に「浪速少年院誕生会支援」(大阪18地区の輪番制) ③5月は更女担当で「三者交流会」(保護司会・更女・BBS会)、7月の“社会を明るくする運動”での駅前啓発や愛の募金活動 ④養護児童施設“翼”などへ清涼飲料の提供 ⑤「刑務所作業製品展示即売会協力」を重点活動として更生保護に軸足を置いた活動を実施しました。また、豊中市社会福祉協議会や豊中市青少年健全育成協議会の一員として「朝の挨拶運動」、「わくわく土曜広場」、「施設参観」など地域や関係機関とも連携して自己研鑽に励んでいるところです。

今後、更生保護の志を同じくする皆様との絆が更に深まることを願います。

定例研修会報告

(研修部 木村 邦子)

第1期統一研修 「就労支援について」

令和5年6月16日 (金)

保護観察対象者を支える就労支援の各種施策について、西原保護観察官より説明を受けました。最初に刑務所や少年院を出た人全員が就労支援を必要としているわけではないこと、また、法務省や保護観察所の支援が、必ずしも対象者本人やその関係者のニーズに合っているわけではないことなど、就労支援制度の問題点をご指摘いただきました。そのうえで、刑務所出所者等総合支援対策について説明していただき、対象者から就労について問い合わせなどあった場合は、まず観察官に相談するようにご指導いただきました。その後、協力雇用主の立場から西田保護司の体験談をお聞きました。

第2期統一研修 「面接について～ロールプレイを取り入れて～」

令和5年9月11日 (月)

まず、西原保護観察官より面接指導の目的、記録の必要性、面接技法等の講義をしていただきました。その後4人グループに分かれ、保護司役・少年役・観察者役を決めてロールプレイを行いました。自分の面接時の態度を振り返り、面接指導の最も重要な目的は対象者との信頼関係の構築であり、少年の言葉に否定的な返答をせず、褒めたり、聞き返したりするなどの方法で少年との心の距離を縮めるようにすることが大切であると感じました。

第3期統一研修 「刑法等の一部改正等について」

令和5年11月7日 (火)

刑法等の一部改正に伴い、更生保護法も大幅な改正が行われることになりました。改正に至った背景、概要、保護観察上の変更点などを西原保護観察官より詳しく説明していただきました。特に大きな変更点として、刑の執行終了者等に対する支援があります。保護観察を終了した対象者が生活に困ったなどの理由で保護司に連絡するケース等を念頭に、「地域援助」として相談に応じて必要な情報の提供や助言をすることが本来の業務として明確化されることになります。この点に関して、最後に「保護観察が終了してから本人や家族から連絡を受けたこと」をテーマにグループ討議を行いました。

第4期統一研修 「保護司活動に関する質疑応答」

令和6年2月1日 (木)

あらかじめ保護司活動についての質問を募集し、その質問を【面接・保護観察中の対応】、【保護観察後の対応】、【報告書】、【その他】の四つのテーマに分類しました。当日は、それぞれのテーマから一つを選んでグループ討議を行いました。グループ討議の内容を発表後、西原保護観察官より質問について解説していただきました。対象者からの金銭面での相談や異性の対象者に対する対応、経過報告書で書く内容など、保護観察をする上での身近な悩みが多く、それらについて、他の保護司の意見や創意工夫が聞けて、とても参考になりました。

自主研修 「犯罪被害者支援の現状と加害者支援」

令和6年3月5日 (火)

元広島矯正管区長 西村 重則

最初に犯罪被害に遭うとはどういうことかを心情面、生活面、二次被害などのテーマ別で詳しく説明していただき、次にそのような被害者に対してどのような支援があるのかを犯罪被害者等基本法と犯罪被害者等基本計画を中心に講義していただきました。その上で加害者支援に携わるものにとって被害者支援の問題をどう捉えるかをお話していただきました。「理不尽な犯罪に苦しむ被害者への支援は必要不可欠であるが、だからと言って、加害者への支援を否定するのは被害者支援につながる。加害者に被害者の苦しみ・悲しみを理解させるのは更生のためにも必要である。ただ、その伝え方や時期をよく考えるべきである。」とのご意見でした。

特別研修会報告

●令和5年度保護司特別研修・保護司会事務担当保護司研修

(徳山 恵理子)

令和5年6月28日(木) 於：大阪合同庁舎4号館

講義1 保護司会の事務処理について

講義2 その他

保護司会の会計事務のうち、「保護司実費弁償金」についての研修で、事務局の加藤氏(地域共生課)と共に出席いたしました。特に保護司組織活動費に関しての講義があり、請求事務について資料をもとに説明がありました。多くの費目の説明や提出書類の書き方・注意点の話がありましたが、全てを理解するのは難しく、かなり複雑なものだと感じました。

豊中地区での請求事務は事務局に担っていただいておりますが、会計担当の保護司が担っている地区も多数あります。講師への質問やボランティア活動である保護司が担うのは、負担が大きすぎるとの意見もありました。請求事務の一部が抜け落ちてしまい、活動費が減額となってしまったと話される方もいました。豊中地区は事務局のおかげで正確に請求でき、ありがたいと思います。事務局がスムーズに請求事務が出来るように、保護司会として協力していきたいと思いました。

●「第41回 覚醒剤等薬物乱用者対策保護司特別研修」

(土井 潔)

令和6年2月29日(木) 於：大阪合同庁舎4号館

講義1 「薬物依存症の理解」

大阪精神医療センター 医師 仁安 弘佳

「依存症」は「孤立の病」と言われ、当事者のみならず、周囲の人も孤立してしまうことがある。また、やめることは簡単だが、やめ続けることは難しくなる病気である。なぜやめられなくなるのか理解することから、望ましい支援の対応解明でき、支援機関につなぐタイミングも垣間見えてくる。

講義2 「薬物乱用防止施策の現状について」

大阪府健康医療部薬務課 麻薬毒劇物グループ 統括主査 山内 祥子

薬物乱用とは(社会のルールから外れた目的や方法で使うこと)に始まり、薬物乱用防止啓発が必要な理由 ○薬物の正しい知識(危険性)、相談先を教える ○薬物を濫用させようとする者の「うそ」(※1回くらい使っても大丈夫(平気) ※いやになったらやめればよい※すぐやめられる※悪影響が出なければ、使っても平気) ○少しでも早く治療(回復)へ、つなげるため等理解を深め大阪府での啓発運動の紹介を受けました。

講義3 「依存症の方への支援のポイントについて」

大阪府こころの健康総合センター 主査 寺尾 さやか

依存症の特徴・種類の説明や、依存症の人の心の中はどうなっているのかの説明、依存症者の対応のポイントは説教や約束は有効ではなく背景を理解し寄り添う支援の仕方が回復へ向かう一つの方法である。依存症の相談を受けるときのポイントは「ね こ きょう ひ ま な い」ね=ねぎらう こ=肯定する きょう=共感する ひ=秘密は守る ま=まずは聴く な=長くかかわる い=一緒に考える。

3班に分かれて班別研究協議

各20名ずつに分かれ事前提出の意見書に対しての意見交換を行いました。

Adam Hunt 氏来訪 意見交換

令和5年3月22日（水） 於：サポートセンター

イギリスから犯罪に関する調査の為に来日され、豊中地区保護司会に来られました。その報告です。Adam Hunt 氏は、シェフィールド大学博士課程後期 犯罪社会学 龍谷大学嘱託研究員で、通訳として Harrass Driss 氏（龍谷大学）が同席されました。

目的は、日本での犯罪からの離脱と、欧米の比較研究で、背景と日本文化との関係で、モデルを考察して研究成果を報告されます。

保護観察等に関しての意見交換の内容は、次の通りです。

一、日本の文化は、他人を助ける事が社会を安定させている。仏教徒が食事・居住等を助け、明治維新後に欧米文化を学んで大切にしている。

一、イギリスの保護観察は、大変である。政府の、犯罪者へのコントロールは出来ている。

保護観察の歴史は、民間からキリスト教会へと発展し、現在は政府が助ける状況である。

一、移民は、2世・3世から犯罪が発生する。移民は、地域により受け入れの様子が違う。移民政策は、福祉的に行う。

一、イギリスでは、社会運動は聞いていない。

ヨーロッパ全体では、ドメスティックバイオレンスの運動がある。

この後、会長とこの日にサポセンで面談をされた大槻保護司が、研究に協力された。



北摂ブロック保護司会会長会議報告

令和5年12月15日（金） 於：茨木市「おにクル」

ご来賓として茨木市長と大阪保護観察所長をお迎えし、北摂8地区の保護司会会長会議が催行された。案件は「保護司適任者確保について」で、各保護司会会長からの報告と意見交換である。その主な意見は、下記の通りである。

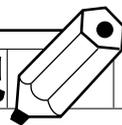
法務省において持続可能な保護司活動と保護司適任者確保の為に「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」が設立されている。

保護司適任者は、自薦よりも他薦の方が良いとの流れである。適任者は、退任保護司からの推薦や社明運動の協賛団体からの推薦、他の団体の総会と懇親会に出席しての推薦依頼、警察OBの組織に呼びかけている事、現役保護司が楽しく活動する事と発信力を通じて輪を広げる事による推薦者の発掘等が報告された。また退任者名と退任年月を一覧表にして配布し、啓蒙することの大切さも指摘された。

保護司会運営の為に市長と懇談会を設定してされている保護司会や、面接部屋の確保や活動参加の依頼の為に保護司会会長と観察所長が、当該の市長や他団体に陳情に行かれた事も報告された。

インターンシップ制度の説明として、社明運動等の活動に参加して体験してもらう事が目的で、活動費が出るとの事である。ただし、保護司に就任するかはケースバイケースである、との内容である。

懇親会では、令和5年11月にオープンした「おにクル」の説明や、地酒をいただきながらの会話に花が咲きました。担当の茨木地区保護司会の各位に、御礼申し上げます。



保護司になって思うこと

中山 敬夫

私の学生時代から母は保護司をやっていて、罪を犯してしまった人の更生を支える姿を間近で見してきました。卒業して12年間の会社勤めをした後、製造加工業を起業し仕事も順調に行きだした頃から、地域のボランティアのお誘いが掛かるようになってきました。そこで、仕事と両立出来る範囲で受けてきました。

仕事もボランティアも、どちらもお役に立てなければとの思いを持ってやってきましたが、保護司のお誘いの時は、更生保護活動の難しさも知っていましたが、お断りも出来ず不安の中でお受けした事を思い出します。

恵まれた中で生きてきた私（保護司）が、罪を犯した人（対象者）と、どのように向き合うか、特に観察所から届く事件調査書に目を通す時に思う事が多いです。保護司拝命から未だ間もない頃に、A君を担当した時のケースです。A君は小学校の時から愚行が始まり、中学生の時にはグループのリーダーでした。仲間に銀行預金通帳とカードを作らせ、特殊詐欺に加担して逮捕され保護観察になりました。保護観察中に又も受け子になり、逮捕されて少年院送致となりました。

A君は、保護観察になる以前に少年サポートセンターで非行からの立ち直り支援を受けていました。少年補導員としても活動している私にとっても、何とか更生させたい気持ちで接してきましたが、少年院送致となりました。A君を更生させるのは今だと思い、少年院へ何度も面接に行きました。A君の出院日が決まった時、私は手術をして入院中であり、A君の担当保護司になれませんでした。その後、順調に保護観察が終わった事を聞き安堵しました。

私にとって保護司の活動は常に新しい取り組みであり、経験だけでは片付けられない事も少なくありません。対象者に寄り添い、共に育つ共育（教育）であると思っています。

驚きのXmas

兼平 正敏

保護司委嘱後、3年目の少年事件のお話です。これまで成人の保護観察を3人担当し、問題もなく経過しました。今回は初めての少年担当と1号交通保護観察との事で、不安もありました。

初回、中学3年生のY君と母親面接。Y君は終始無愛想で主に母親が応答し、過保護の面が見受けられました。

事件は、バイクの窃盗で補導されたので、交通ブックを使用しての勉強会、交通法規も知らない相手に教える難しさを実感する。

6か月の交通ブックの勉強ですが、翌年のコロナ禍の影響で面接中断等もあり、1年近くかかり終了しました。最後のレポート作成も構想がまとまらず、ヒントを与え作成した次第です。

そろそろ解除かなと考えていたところ、クリスマスの日に母親より話があるとの連絡があり、父親の帰りを待って往訪する。そこで驚愕の事実を知る。Y君がひったくりの容疑で、警察の取り調べを受けているとの事。本人の更生の為、家族で支え合っていく気持ちであるとの事。本人も反省し、仕事が終われば寄り道もせず帰宅しているとの事。

警察へ数回の出頭、家庭裁判所、3週間の少年鑑別所へ収容となりました。

引き続き保護観察を担当し、以前と比べ仕事、将来の夢、彼女の話と、自ら話をしてくれるようになりました。時には、遅刻等で丸坊主にすることも2回ありました。仕事にも責任感を持ち、他社の現場にも応援で出されている様です。

保護観察終了通知書を渡す時、無愛想な彼がニコリと笑い、こちらも肩の荷が下りた思いでした。

更生の為、家族、職場、保護観察所等多くの人に関わっていると、再認識した思いです。

ブロック活動報告

第1ブロック

4年ぶりに、対話集会を開催致しました。

一中・四中校区は、6月30日に豊中市立中央公民館にて25名（うち保護司6名）が参加しました。看護師・心理カウンセラー「ママとこども保健室」林信子代表の講演「思春期の子育て」を聴き、専門的な視点で見る思春期の解説は、聴きごたえがありました。

五中校区は、7月12日に第五中学校にて31名（うち保護司4名）が参加しました。後藤保護司が資料に基づき少年犯罪と犯罪種別の経過などについて、また担当した少年の家庭環境や生育環境の共通点から、面接時の少年が安心して相談できる環境の重要性について説明しました。つづいて大槻保護司が、豊中市における少年犯罪の件数を紹介しました。

五中校区対話集会は、健全育成会全体会の中に組み込まれており、今回は時間の制約から十分な質疑応答が出来ず、事前調整の必要性を感じました。

第2ブロック

第2ブロックは、豊中市立第二中・第八中・第九中・第十四中・第十五中および第十七中学校区の保護司をもって構成されている。

令和5年4月25日に会計報告を兼ねた懇親会を、9月9日にコロナ禍で中断していた学校長との懇親会を3年ぶりに千里阪急ホテルにおいて開催した。

学校長20名中6名、保護司22名中17名の合計23名の参加で、通算8回目となる。作文募集の協力依頼、お互いの活動を理解し連携することを目的とするものである。

例年は学校長の参加が少ないことから、懇意にしている校区の学校長に参加を直接呼びかけていただきました。



第2ブロック学校長との懇親会



二中校区対話集会



九中校区家庭教育講演会



第3ブロック

各中学校区の活動においては、コロナが5類になったとはいえ学校内での感染の多い所もあり、恒例の活動も出来ず、小学校・中学校と相談をしながらの活動となりました。

しかし、そんな中でもブロック会議（情報交換）、“社会を明るくする運動”、作文依頼（小学校・中学校訪問）、対話集会、各団体との交流（会議・祭等の参加協力）を大切にしています。

個人の特徴をいかし、イルミネーション設置のお手伝い協力をした報告も受けています。

恒例の一つ、学校長との懇親会も予定しておりましたが、今年はインフルエンザの流行で実施できず残念な年となりました。

振り返れば反省ばかりでありましたが、様々な活動と共に月2回の対象者との面接も大切に、学校・各団体・地域の方々と連携をもって、今後もブロックの特徴をいかし、活動を続けて行こうと思っています。



十三中校区対話集会



十八中校区防犯イルミネーション

第4ブロック

第4ブロックの活動は、次の内容です。

第七中学校区対話集会は校区健全育成会と共催しました（6月27日）。保護司会の部で辻会長に、各更生保護団体の活動と更生保護の歴史をわかりやすく講演していただき、保護司活動の大切さを再認識しました。ブロック会及び懇親会（7月3日）では、保護司の仲間になっていただいた岸岡俊樹さんの歓迎会も兼ね、今後の活動をお願いしました。庄内さくら学園での対話集会（8月19日）では、DVD「SNSの使い方」を鑑賞して研修を行いました。11月27日のブロック会では、お祝い会で歌う伊勢音頭の練習を行い、本番では全員が各地区の法被を着用して披露しました。

来年度もコミュニケーションをはかりながら、更生保護活動に尽力したいと思います。

第5ブロック

ブロック会を9月に開催、①慶弔規定、ブロック会費の見直し②新任保護司状況報告③意見交換をいたしました。対話集会を十二中、十六中校区各々で健全育成会と共催し開催。十二中校区では大阪府警察の齊藤係長より「SNS」をテーマに、個人を特定できるような情報は流さない。被害を受ける犯罪に次から次へと繋がる。一旦拡散すると消去はできない、と解説していただきました。十六中校区では、BBS会東根さん、山本さんにより「子ども達に第三の居場所を-心の声に耳を傾ける-」のご講演をいただき、保護者は罪を犯した子どもの更生保護活動に携わる青少年がいるということに感動されていました。



十六中校区対話集会

令和7年には豊中市にも児童相談所が置かれます。これからは保護司も、もっと学校・地域に関わり、犯罪抑止活動に重点を置くことも重要なのではと考えます。

各 部 会 よ り

総務部

みなさん、こんにちは！昨年行われました「お祝い会」は、お楽しみ頂けましたでしょうか？

慣れない、そして初めての総務部！保護司の皆様方、そして部員の皆様方にお支え頂きながら、なんとか終える事が出来ました。そして今、総務部は当保護司会の扇の要であるという事が身をもってわかりました。

そして歴代の総務部長の大変さを今更ながら感じている次第です。会長からの総務部長の依頼を聞いた時の心境は、「なんとかなるんとちゃうん」という甘い考えであった事に、唯々反省あるのみの今日この頃です。

「新年互礼会」は、つつがなく終えることが出来ました。更に例会進行等も職務としてさせて頂いております。焦らず 着実に ゆっくりと努めて参りますので、お付き合いの程、宜しくお願い致します。最後に、市役所の地域共生課の皆様方、常日頃から何かとお世話を頂き有難う御座います。

組織部

恒例の三者交流会が、令和5年5月20日（土）午後1時半、くらしかんで開催された。組織部長の開会挨拶から始まり、続いて保護司会会長・更生保護女性会会長・BBS会それぞれの挨拶、そして更生保護協会会長と協力雇用主会会長が紹介された。第1部の今年度の担当は更生保護女性会で、絵本「コウくんときいろいはね」の読み聞かせがプロジェクターを使って行われた。絵本と云えば子ども向けかと想像するが、更生保護に関する内容で大人も充分に見ごたえがあった。第2部の懇親会では、例年三者それぞれゲームを行うが、更生保護女性会では今回お抹茶（お菓子付き）の接待で美味しく頂いた。BBS会は、カップラーメンの積み上げでその高さを競うゲーム、そして保護司会では知識や物知りが試されるクイズ。大の大人がワイワイと三者共に盛り上がり交流を深めることが出来、大変有意義な一時であった。

同年10月4日（水）今年度初めての組織部懇親会が「なにわ料理 鵲」にて開催。16名の参加であったが、新しく委嘱された保護司の方も来られて大変盛り上がった。

広報部

本年度は副部長・班長の協力を得ながら、関係各位・関係団体から原稿をいただきました。こころより御礼申し上げます。表紙は、板坂保護司の入賞された写真を掲載させていただきました。長内市長・古山所長・辻会長・中井副会長をはじめ、多くの方々から原稿をいただきました。

広報部を担当して、更生保護活動が住みよい街づくりに寄与している事と、保護司活動の大切さを痛感しました。あわせて令和6年3月から使用している新サポートセンターが、更生保護関係団体全ての皆様の活動拠点になれば幸いです。

ひさし振りの懇親会は、西原観察官と辻会長も参加していただき、和やかな雰囲気ですべての事が出来ました。

今後も皆様とのコミュニケーションを大切にしたいと思います。

研修部

研修部の活動の柱である研修では、今年度の年5回ある研修のうち3回の保護観察所が主体となつて行う研修とは違い、できるだけ講師からの一方的な講義ではなく、保護司が日頃からどうすれば良いかとの質問、感じている疑問などをお互いが意見交換し、また保護観察官ともお互いにキャッチボールをすることを取り入れる研修にしたいと目指しました。

またコロナ禍で中止となっていた研修部の施設見学を、PFI方式とか特色のある施設などの観点から、近畿圏において唯一の女子刑務所である和歌山刑務所を選びました。

※ PFI とは、公共事業を実施するための手法の一つです。

企画調整委員会報告

本委員会の正式名称は「豊中市更生保護サポートセンター企画調整委員会」で、コンセプトは相談室とあわせ豊中地区保護司会と更生保護団体との交流の場・活動拠点となる事である。

今年度は新豊中市更生保護サポートセンター（豊中地区保護司会）をスタートする為に活動した。委員長を主担として、部屋のレイアウト、備品と書類・資料の整理等を行い、3月9日（土）に引っ越して3月11日（月）から使用している。保護司会報がお手元に届く令和6年度総会時は、新サポートセンターが各位に披露される。豊中市立地域共生センター東館（まるぶらっと東館）1階にあり、相談室も設置されている。

完成披露式典は、令和6年5月17日（金）に市長・市議会議長・保護観察所長をはじめとする関係諸団体の皆様にご出席をお願いして実施する予定で、準備をしている。これで対象者との面接場所は、庄内地区の「ショコラ」と2カ所を利用出来る。

「豊中市立地域共生センター東館（まるぶらっと東館）」

豊中市中桜塚2丁目29番31号 電話：06-6852-5205（豊中市更生保護サポートセンター）

「豊中市庄内コラボセンター〈ショコラ〉」

豊中市庄内幸町4丁目29番1号 電話：06-6334-1251

企画調整委員会は、企画班・広報班・研修班・就労支援班の4班で活動している。

企画班は、サポートセンターとショコラの予約方法の案内、所蔵している書籍とCDの一覧表を作成した。

本年度は、「ゴミと呼ばれて」中林和男著・「根っからの悪人っているの？ 被害と加害のあいだ」坂上香著・「自分を励ます一日一行」齊藤孝著の3冊を購入した。

広報班は、HPの開設を行い、必要な情報を発信している。

就労支援班は、今後人手不足となる為に、協力雇用主側からの紹介依頼が増加すると考えられる。その為に、受け入れ可能な意思表示としての書類発行を促す。その内容を、保護司に周知する。かつ、北摂ブロック保護司会会長会議等で協力雇用主の紹介依頼を共有し、互いに状況を把握する事が大切である。

研修班は、全保護司を対象とした「保護司懇談会」を実施した。実施は、11のグループを編成し、毎回2時間の予定で保護司についての説明資料（会報の「更生保護活動の基礎知識」を参照）を全保護司に配布し、事例紹介の準備等をしていただいた。

懇談会の実施報告書を読むと、「積極的に経験を話ししてもらい、実りのある会となった。」「熱心に話し合い、新任の保護司の方は参考になることが多く、勉強になり喜ばれていた。」「率直な意見交換が出来、有意義な懇談会であった。」等、好評であった。同様の懇談会を開催してほしい、との要望があった。反省としては、欠席者の対応を考える必要がある。

懇談会における貴重な意見の要旨は、以下の通りである。

- 一、保護観察で立ち直った話や、公務員試験に合格した等、明るい話題の報告があった。
- 一、異性の対象者の対応、対象者が再犯で心が落ち着かない報告、ネグレクト・薬物・不登校・DV・スマホ中毒の対応、約束の日時を守らない・外国籍の対象者の対応・金銭の貸与等、保護司として誰もが経験する経験と思いと報告があった。
- 一、保護司の研修や部会等の会合が平日であり、自営や仕事を持つ人は参加が難しい。土曜日・日曜日の設定を希望された。
- 一、事例を説明した後、保護司の活動範囲に関して意見交換を行う。結論的には、観察官の指示された内容で行動する事が良いのではとの意見と、環境調整では、居住地を決定するまでの意見交換を行う。

いずれにしろ、保護司制度の存続と保護司適任者確保は、全国の課題である。

第73回 “社会を明るくする運動” 校區別対話集会実施報告

実施日時	校 区 (実施場所)	参加人数 (うち保護司)	内 容
5月17日(水) 15:00～16:10	第十五中学校 (多目的教室)	24 (3)	広報ビデオ「心のリレー」を鑑賞し、保護司の地道な活動と、“社会を明るくする運動”について説明する。また、保護司の体験を紹介した。ビデオで効果的に説明し、理解を得たように思う。
6月21日(水) 16:00～17:00	第二中学校 (多目的教室)	19 (4)	中井保護司による「保護司って何してるの？」の講演を行った。和やかな雰囲気、普段知らない世界を知ることができ、勉強になった。
6月27日(火) 19:30～21:00	第七中学校 (多目的ホール)	54 (9)	第七中学校区青少年健全育成会と保護司との対話集会で、辻会長による「更生保護について」の講演を行い、保護司の活動を知ってもらう機会になった。
6月30日(金) 14:00～15:40	第一中学校 第四中学校 (市立中央公民館)	25 (6)	看護師及び心理カウンセラー「ママこども保健室」代表の林信子様にご講演をいただいた。専門的な視点で見る思春期の解説は、聞きごたえがあった。
7月5日(水) 15:30～17:00	第十七中学校 (被服室)	34 (5)	辻会長による「“社会を明るくする運動”と保護司活動について」と大森様による「いろいろな性について」のご講演をいただく。辻会長は、保護司制度の歴史と始まりから活動内容についての内容である。大森様はLGBTQについての基本と体験談を通し、多くを学んだ。聴講の女性は、深く考える機会との感想がある。
7月5日(水) 19:00～21:00	第十二中学校 (多目的教室)	55 (8)	大阪府警察の齊藤様による「SNSを背景とした犯罪などから身を守るために」のご講演をいただく。その後各代表による活動報告と、各校の先生から生活指導の報告をしていただいた。
7月8日(土) 10:00～12:00	第十三中学校 (刀根山小学校 多目的教室)	41 (6)	箕面地区保護司・元府立豊中高校校長の須賀寅充様による「こだまでしょうかー幸せは気付くこと・そして楽しむものー」のご講演をいただく。詩やエピソードから、夢をもって生きることの大切さの内容であった。保護司から活動内容と社明運動の説明があり、保護司活動を知っていただく良い機会となった。
7月12日(水) 18:00～18:30	第五中学校 (視聴覚室)	31 (4)	保護司から、資料に基づいて少年犯罪の経過と犯罪種別の経過、担当した少年の家庭環境や育成環境の共通点と、少年が安心して相談できる環境の重要性を説明する。豊中市の少年犯罪の件数を紹介する。
7月18日(火) 19:00～20:00	第十六中学校	43 (5)	豊中地区BBS会の東根真弓様と山本直子様による「子ども達に第三の居場所をー心の声に耳を傾けるー」のご講演をいただく。罪を犯した子どもの更生保護がいかになされているかを、出席者は初めて知り、感動されていた。BBS会の活動を紹介でき、不登校児童・生徒や非行の手前の子どもの助けられればと思う。
8月19日(土) 11:00～12:00	庄内さくら学園 (多目的教室)	31 (6)	DVD「SNSの使い方」を鑑賞し、SNSに注意が必要と強く感じた。
11月11日(土) 17:00～18:00	第十八中学校 (蛍池老人憩の家)	20 (4)	第十八中学校区健全育成会活動の動画の上映、蛍池防犯イルミネーションについて、保護司会より“社会を明るくする運動”の説明を行う。その時に保護司会会報と70周年記念誌を、希望者に配布する。
11月30日(木) 19:00～20:30	第十一中学校 (上野小学校 多目的教室)	33 (3)	教育委員会学校教育課の田中様の報告と各学校及び出席団体からの近況報告を行う。子どもを守る意見交換で、今後は犯罪を防止する教育の必要性を再確認した。
12月9日(土) 10:00～12:00	第十四中学校	38 (2)	OneSelf代表理事でカウンセラー・ソーシャルワーカーの池口由美子様による「学校に行きにくい子を持つ家庭と周囲の人の向き合い方について考えよう」のご講演をいただく。 小グループに分かれ、ロールプレイングを通じて「不登校」問題について意見交換する。学校と地域が連携する大切さを、痛感する。
12月18日(月) 14:00～15:30	第九中学校 (千里文化センター 「コロボ」)	60 (5)	九中校区家庭教育講演会で、教育サポーターの仲島正教様による『子どもたちの健やかな成長を願って あーよかったな あなたがいて「つながりと感動」そして「笑顔」』のご講演をいただく。子どもとの接し方という保護者の最も気になるテーマで、熱気のある講演会となった。
14会場		508 (70)	

なお、第十八中校区では防犯イルミネーションの設置に協力した

保護司会この一年

令和5年

- 4月10日 会計監査
- 11日 常任理事会・理事会
- 17日 常任理事会
- 25日 常任理事会
総会
新旧役員合同会議
- 27日 役員会
- 5月 9日 常任理事会・理事会
社明委員会
企画調整委員会
- 11日 第1回地区保護司会代表者会議・
大阪府保護司会連合会理事会
- 14日 憲法記念日豊中市長表彰
- 16日 “社会を明るくする運動”大阪府推進委員会
- 18日 チャリティゴルフ大会
- 20日 更生保護三者交流会
- 24日 法務大臣感謝状伝達式
- 29日 作文審査員会
- 31日 作文審査員会
- 6月 1日 ブロック運営及び保護司適任者確保委員会
- 2日 常任理事会
- 7日 総務部会
- 13日 常任理事会・理事会
企画調整委員会
- 16日 “社会を明るくする運動”豊中地区実施委員会
定例会 第1期統一研修
「就労支援について」
講師：西原 実 主任保護観察官
研修部会
総務部会
- 19日 北摂ブロック保護司会会長会議
- 21日 豊中市仏教会研修会
常任理事会
- 28日 会計事務研修会
- 7月 3日 駅頭啓発活動
- ～7日 幸福の黄色いのぼり掲出活動
- 11日 常任理事会・理事会
企画調整委員会
“社会を明るくする運動”市民のつどい主催者会議
保護司推薦委員会
- 15日 “社会を明るくする運動”市民のつどい
(文化芸術センター)
オープニング 豊中市立第七中学校 吹奏楽部
CAPIC商品紹介
出演：“社会を明るくする運動”
大阪府PR大使 span!
“社会を明るくする運動”作文コンテスト表彰式
社明運動テーマソングダンス 大阪府立桜塚高等学校 ダンス部
- 26日 持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会
- 27日 改正更生保護法等運用会議
- 8月 2日 新任保護司研修における先輩保護司の経験談について
- 8日 常任理事会・理事会
企画調整委員会
- 29日 夏季研修(和衷会)
- 9月 8日 第2回地区保護司会代表者会議・
大阪府保護司会連合会理事会
- 11日 常任理事会
定例会 第2期統一研修
「面接について～ロールプレイを取り入れて～」
講師：西原 実 主任保護観察官
総務部会
- 12日 常任理事会・理事会
“社会を明るくする運動”市民のつどい主催者会議
- 20日 令和5年度 名誉会員の集い
- 22日 北摂ブロック保護司会会長会議

- 10月 4日 組織部会
- 10日 常任理事会・理事会
企画調整委員会
- 24日 研修旅行(和歌山刑務所)
- 31日 令和5年度 大阪更生保護大会(大阪国際交流センター)
- 11月 2日 総務部会
- 11月 7日 定例会 第3期統一研修
「刑法等の一部改正等について」
講師：西原 実 主任保護観察官
総務部会
広報部会
企画調整委員会
- 8日 大阪更生保護女性のつどい
- 10日 近畿地方保護司代表者協議会
- 14日 常任理事会・理事会
企画調整委員会
- 21日 各種表彰受賞お祝い会主催者会議
- 22日 更生保護四団体連携強化研修における発表について
総務部会
- 24日 各種表彰受賞お祝い会主催者会議
- 27日 総務部会
- 28日 常任理事会・理事会
特定非営利活動法人 大阪府就労支援事業者機構交流会
- 12月 4日 令和5年度 各種表彰受賞お祝い会
(ホテルアイボリー)
- 15日 北摂ブロック保護司会会長会議
- 令和6年
- 1月 9日 常任理事会・理事会
企画調整委員会
豊中市長へ新年挨拶
総務部会
- 11日 第3回地区保護司会代表者会議・
大阪府保護司会連合会理事会
総務部会
- 12日 新年互礼会
豊中市青少年健全育成協議会新年互礼会
広報部会
- 23日 退任保護司に対する法務大臣感謝状伝達式
- 2月 1日 常任理事会
定例会 第4期統一研修
「保護司活動に関する質疑応答」
講師：西原 実 主任保護観察官
- 6日 広報部会
- 13日 常任理事会・理事会
企画調整委員会
- 20日 広報部会
- 29日 保護司特別研修
「覚醒剤等薬物乱用者対策」
- 3月 2日 組織部会
- 5日 常任理事会
3月定例会(自主研修)
テーマ①「阪急での経験談について」
講師：大阪府更生保護協会 理事長 中川 喜博 氏
テーマ②「更生保護協会の歴史について」
講師：大阪府更生保護協会 事務長 砂川 剛志 氏
テーマ③「犯罪被害者支援の現状と
加害者支援について」
講師：元広島矯正管区長 西村 重則 氏
総務部会
- 12日 常任理事会・理事会
企画調整委員会
- 広報部会
- 25日 総務部会
- 27日 広報部会

令和5年5月17日～令和5年12月18日の間に“社会を明るくする運動”対話集会を14会場にて開催

◎会員の異動（敬称略）

退任 おつかれさまでした。

杉本 勉 様（第九中学校区）令和5年5月24日付

新任 ご活躍を期待いたします。



岸岡 俊樹
（庄内さくら学園校区）
令和5年5月25日付

令和5年5月に就任しました岸岡俊樹です。

就任して1年ほどになりますが、既にいくつかいい経験をさせていただいています。観察官、先輩保護司と対象者の引継ぎでは、たわいもない雑談の中にしっかり要点を抑えた質問をおち込んでくる、その話術に感心したと同時にぜひ身につけたいスキルと思いました。

また新人を対象とした先輩保護司との相談会では、厳格な姿勢を保ちながらも臨機応変に対応し、そしてそれを楽しんでいる先輩の姿が非常に印象的でした。自分もこの活動を、楽しんでやろうと思っています。今後とも宜しくお願ひします。



田中 裕心
（第四中学校区）
令和5年5月25日付

令和5年5月付にて保護司に就任いたしました田中裕心と申します。

就任後、早速環境調整と保護観察の2件を担当させて頂き、手引き書や資料を読み込みながら向き合っております。

ありがたいのは、先輩方にアドバイスを願ひしますと、快くかつ的確なアドバイスをいただけることです。本職が僧侶ということもあり、普段より檀信徒の方々のご相談に乗るといことはずっと続けてまいりましたが、保護司の仕事は同様な、時にはそれ以上に人様の人生や生活に関わる部分があり、気を引き締めて参りたいと存じます。未熟者ではございますが、何卒よろしくお願ひ申し上げます。



岡田 哲明
（第五中学校区）
令和5年9月25日付

この度、保護司として就任させていただきました岡田哲明と申します。

浄土真宗本願寺派仏光山如来寺の住職、認定こども園ぶっこう幼稚園の事務長として日々につとめております。私自身は豊中の生まれではありませんが、約20年ほど豊中市で暮らしております。

このたび諸先輩方よりお誘いいただき保護司というお役を知りましたが、お話を聞いたり、自ら関連書を読んだり、研修を受けるにつれその大切さに気付かされた次第です。

今まで地域貢献・社会奉仕とはかかわらずにまいりましたが、更生保護という役目を通じて国家や地域に資することが出来れば幸いです。

訃報 謹んで生前のご功績を偲び、ご冥福をお祈りいたします。



木村 益偉 様	令和5年5月	逝去
池田 準 様	令和5年6月	逝去
尾西 三男 様	令和5年11月	逝去

編集後記

令和5年新型コロナウイルスが5類感染症に移行し、世間が元のように活発に活動し、催し物も再開され少し浮かれかけていました。しかし、令和6年1月1日午後4時10分能登半島地震が発生し、津波・山崩れ・地面の隆起陥没・建物の倒壊・大規模な火災で多くの人が亡くなり行方不明者もいまだにいる中での編集作業となりました。

保護司活動において、ほぼすべての活動が復活して、広報部は盛り沢山の原稿の寄稿、写真の提供を受けハードな一年の締めとなる中、同時進行で企画調整保護司の方々による、新サポートセンターへの移転作業が着々と進められていました。

最後になりますが、会報発行にあたりご協力いただいた保護司の皆様方に厚く御礼申し上げます。

広報部一同

人はみな、
生かされて
生きてゆく。

